

部長会議付議事案書（報告）

（令和4年10月6日）

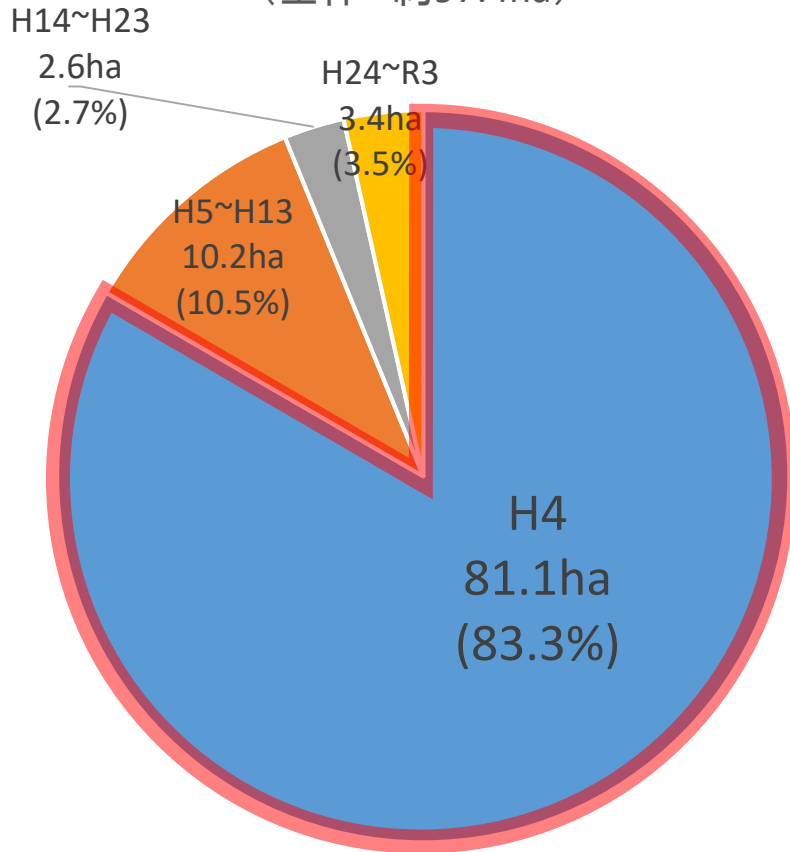
提案課名 まちづくり計画課

報告者名 小山田 智基

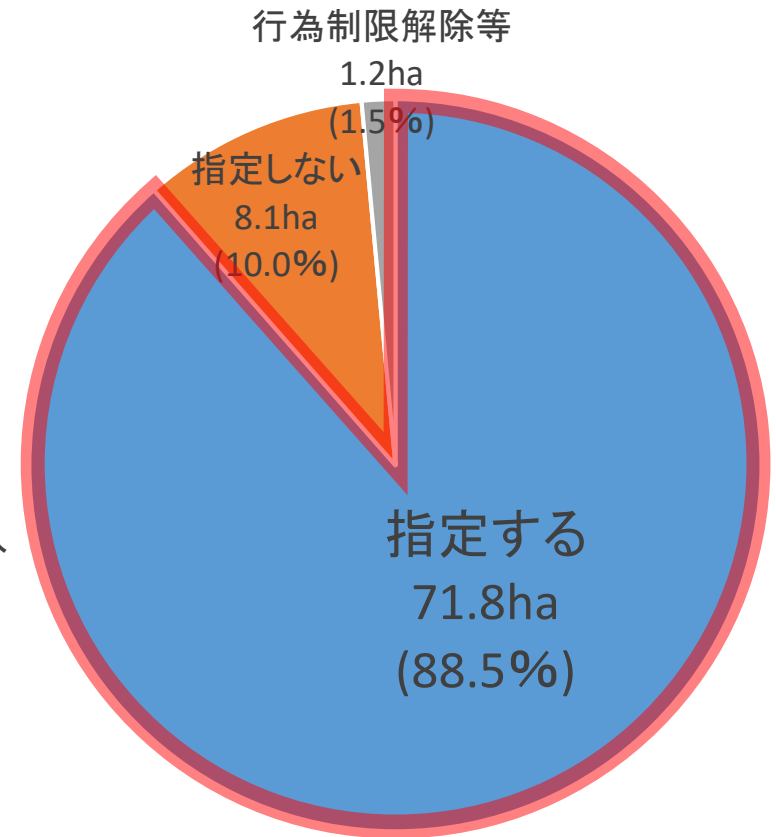
<p>事案名</p>	<p>特定生産緑地の意向確認状況について</p>	<p>資料 有</p>																				
<p>提案趣旨</p>	<p>平成4年に指定した生産緑地を特定生産緑地に指定することについて、権利者の意向確認等が完了しましたので、その概要を報告するものです。</p>																					
<p>概要</p>	<p>近年の都市農業を取り巻く環境を踏まえ、都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年に「都市農業振興基本法」が制定されました。その翌年には、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画となる「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。</p> <p>この基本計画において、市街化区域内の農地は宅地化すべきものから都市に「あるべきもの」へと大きな転換が図られたことを受け、平成29年5月に生産緑地法が一部改正され、近く指定から30年を経過する生産緑地について、営農義務や税制特例等を10年間延長する特定生産緑地制度が創設されたことから、その指定に向けて、次のとおり権利者の意向確認等を行ったものです。</p> <p>1 生産緑地の箇所数及び面積</p> <p>(1) 全体（平成4年～令和3年指定分） 647箇所、約97.4ヘクタール</p> <p>(2) うち平成4年指定分 562箇所、約81.1ヘクタール</p> <p>2 意向確認結果（令和4年9月末日現在）</p> <p>平成4年度に指定した生産緑地のうち、514箇所、約71.8ヘクタール分の権利者が、特定生産緑地に指定する意向があることを確認</p>																					
<p>経過</p>	<table border="0"> <tr> <td>平成 4年 11月 13日</td> <td>生産緑地地区の都市計画決定（当初指定）</td> </tr> <tr> <td>平成27年 4月 22日</td> <td>都市農業振興基本法の制定</td> </tr> <tr> <td>平成28年 5月 13日</td> <td>都市農業振興基本計画の閣議決定</td> </tr> <tr> <td>平成29年 5月 12日</td> <td>生産緑地法の一部改正（特定生産緑地制度の創設）</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 8月 31日</td> <td>所有者に向けた特定生産緑地制度説明会（1回目）</td> </tr> <tr> <td>〃 9月 5日</td> <td>〃（2回目）</td> </tr> <tr> <td>〃 10～11月</td> <td>特定生産緑地の申請受付（1回目）</td> </tr> <tr> <td>令和 3年 5月 30日</td> <td>所有者に向けた特定生産緑地制度説明会（3回目）</td> </tr> <tr> <td>〃 7月</td> <td>特定生産緑地の申請受付（2回目）</td> </tr> <tr> <td>令和 4年 2月</td> <td>〃（3回目）</td> </tr> </table>		平成 4年 11月 13日	生産緑地地区の都市計画決定（当初指定）	平成27年 4月 22日	都市農業振興基本法の制定	平成28年 5月 13日	都市農業振興基本計画の閣議決定	平成29年 5月 12日	生産緑地法の一部改正（特定生産緑地制度の創設）	令和 2年 8月 31日	所有者に向けた特定生産緑地制度説明会（1回目）	〃 9月 5日	〃（2回目）	〃 10～11月	特定生産緑地の申請受付（1回目）	令和 3年 5月 30日	所有者に向けた特定生産緑地制度説明会（3回目）	〃 7月	特定生産緑地の申請受付（2回目）	令和 4年 2月	〃（3回目）
平成 4年 11月 13日	生産緑地地区の都市計画決定（当初指定）																					
平成27年 4月 22日	都市農業振興基本法の制定																					
平成28年 5月 13日	都市農業振興基本計画の閣議決定																					
平成29年 5月 12日	生産緑地法の一部改正（特定生産緑地制度の創設）																					
令和 2年 8月 31日	所有者に向けた特定生産緑地制度説明会（1回目）																					
〃 9月 5日	〃（2回目）																					
〃 10～11月	特定生産緑地の申請受付（1回目）																					
令和 3年 5月 30日	所有者に向けた特定生産緑地制度説明会（3回目）																					
〃 7月	特定生産緑地の申請受付（2回目）																					
令和 4年 2月	〃（3回目）																					

今後の 進め方	令和4年10月24日	秦野市都市計画審議会（意見聴取）
	〃 11月	平成4年度に指定した生産緑地のうち、意向が確認できた土地を特定生産緑地に指定（公示）
	令和5年度以降	平成5年以降に指定した生産緑地を特定生産緑地に指定

## 指定年別の生産緑地面積及び特定生産緑地の指定意向

指定年別の生産緑地面積  
(全体 約97.4ha)

■ H4                      ■ H5~H13  
 ■ H14~H23              ■ H24~R3

特定生産緑地の指定意向  
(平成4年指定 約81.1ha)

■ 指定する   ■ 指定しない   ■ 行為制限解除等

平成4年指定分  
(約81.1ha)の  
意向を確認

※指定意向は令和4年9月末日時点の情報です。  
 公示までに意向が変更する可能性があります。